

横浜市内 居宅介護支援事業所
通所介護事業所
地域密着型通所介護事業所
認知症対応型通所介護事業所

運営法人代表者 様
管理者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

通所介護事業所等における宿泊サービスの提供について

日頃から、本市の高齢者福祉施策にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、通所介護事業所等における宿泊サービスの提供について、指針を定めておりますが、長期宿泊利用者が多くみられる事業所等、本来の宿泊サービスの提供の趣旨にそぐわないと思われるケースが依然見受けられます。

各施設・事業所におかれましては、改めて指針の確認や運営状況の点検を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策も含め、次のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

なお、宿泊サービスの未届は、基準条例違反となりますので、必要に応じ次ページのサイトで届出の有無を確認し、未届であることが判明した場合は、下記リンクから届出方法を確認し、速やかに届け出てください。

1 指針

宿泊サービスを提供する場合における、事業の人員、設備及び運営に関する内容を定めていますので、下記リンクから改めて指針の内容をご確認ください。

2 運営状況点検書

このたび、当該指針に沿って運営状況点検書（宿泊サービス）を作成し、下記リンクに掲載しましたので、事業所の運営状況を点検するとともに、実施できていない項目は改善をしてください。

特に、長期宿泊利用者がおり、「1 (1) 宿泊サービスの提供」の項目が実施できていない場合は、居宅介護支援事業所と密接に連携を図り必要な代替サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特養・老健やGHなどの高齢者施設への入所等）への変更等を行ってください。

3 新型コロナウイルス感染症対策

第7波において、宿泊サービスにおける集団感染が多数確認されましたが、再び新規感染者が増加傾向に転じており、今後の集団感染の発生が強く危惧される状況にあります。感染者が事業所で発生した場合に、感染拡大防止の観点から事業者の判断で宿泊サービスの休止等が速やかに行えるよう、利用者・家族等に事前に説明し了解を得るようにしてください。

< 宿泊サービスの運営に係る指針関連情報 >

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/unei/kaigo.html#kyoutuu>

【参考】

<宿泊サービス事業者一覧 検索サイト>

https://living.rakuraku.or.jp/office_serch/office02/

<基準条例>

前項ただし書の場合（指定通所介護事業者等が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

（通所介護：居宅条例第93条第4項、密着通所：密着条例第60条の5第4項、認知通所：密着条例第64条第4項）

担当：横浜市健康福祉局介護事業指導課
Eメール：kf-shidoukansa@city.yokohama.jp